

第3節 海外短期派遣研修事業

(事業の目的)

第22条 海外短期派遣研修事業（以下「海外派遣研修事業」という。）は、青年農業者等を海外に派遣し、農業経営や流通販売状況等の視察研修を行い、国際的な視野を培うとともに青年農業者等の資質の向上を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第23条 海外派遣研修事業は、海外の農業経営や流通販売状況等の調査研究を内容とする。

(事業の対象及び要件)

第24条 海外派遣研修事業の対象となる者は、農業に従事している青年又は将来的に栃木県内に就農することに強い意欲を持っている学生等（高校生は除く）であつて、研修後も農業の担い手として期待できる者。但し、過年度に同事業により海外研修等に参加した者は、研修終了後1か年を経過していること。

(事務局員)

第25条 理事長は、海外派遣研修事業において円滑に研修が行えるようマネージャー、サブマネージャー等の事務局員を設ける。

2 事務局員は原則県及び公社職員とし、必要に応じて県農業士会へ推薦依頼することができるものとする。

(研修チーム)

第26条 理事長は、海外派遣研修事業において研修生、事務局員で構成される研修チームを結成する。また、研修チームを代表するリーダー、サブリーダーを設け、代表者は研修生から選出するものとする。

(事業の実施)

第27条 理事長は、栃木県青年農業者海外派遣研修事業実施委員会を設置できるものとする。

2 海外派遣研修事業は、県及び関係市町等と協力のもとに実施するものとする。

- 3 海外情勢の変動等により、当該事業の実施が困難な場合は理事長が別に定めるところにより代替事業を行うことができるものとする。